

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月24日
【事業年度】	第9期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	株式会社イーエムネットジャパン
【英訳名】	eMnet Japan.co.ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 臣一郎 (戸籍上の氏名: 安中 臣一郎)
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	6,080,909	6,894,392	7,855,189	9,305,952	10,672,305
経常利益 (千円)	167,570	239,468	334,033	291,825	436,111
当期純利益 (千円)	112,749	167,251	239,278	212,261	311,011
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	199,900	295,150	295,975	302,650	308,725
発行済株式総数 (株)	4,000	920,000	1,844,400	1,880,000	3,824,800
純資産額 (千円)	481,841	839,593	1,039,121	1,226,369	1,467,132
総資産額 (千円)	1,699,344	2,122,723	2,512,128	3,020,572	3,312,015
1株当たり純資産額 (円)	150.57	228.15	281.69	325.20	381.36
1株当たり配当額 (円)	-	30.00	25.00	27.50	32.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(15.00)	(12.50)	(20.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.23	47.40	65.01	56.95	81.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	44.57	61.33	54.77	79.30
自己資本比率 (%)	28.4	39.6	41.4	40.6	44.0
自己資本利益率 (%)	26.5	25.3	25.5	18.7	23.2
株価収益率 (倍)	-	17.38	21.92	19.80	49.38
配当性向 (%)	-	15.8	13.5	24.3	27.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,113	188,375	189,763	351,147	385,588
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,030	6,353	96,632	98,778	23,347
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	42,458	189,481	40,623	29,368	54,901
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	418,850	790,353	842,860	1,263,417	1,570,757
従業員数 (人)	80	76	90	96	115
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	-	-	175.0	140.5	496.8
(比較指標：東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(96.9)	(130.1)	(110.3)
最高株価 (円)	-	7,990	3,410 (8,000)	2,820	5,160 (7,950)
最低株価 (円)	-	2,863	2,710 (2,902)	1,022	2,613 (2,085)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
4. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2018年9月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、契約社員を含む。）であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。
8. 当社は、2018年6月4日付で普通株式1株につき200株、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しています。
9. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2018年9月21日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 当社株式は、2018年9月21日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第5期から第6期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 当社は、2018年6月4日付で普通株式1株につき200株、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第7期及び第9期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

当社は、EMNET INC.がインターネット広告事業の日本展開を行うため、2007年に日本支社を設立したことにより事業を開始致しました。その後、日本でのさらなる事業拡大を企図し、より機動性、独立性の高い事業展開を実現するため、2013年4月22日にEMNET INC.の100%出資により日本法人として設立されました。

(設立時の概要)

- イ 商号・・・株式会社イーエムネットジャパン
- ロ 資本金・・・199,900千円
- ハ 事業目的・・・インターネット広告事業
- ニ 株主・・・EMNET INC. 4,000株

設立以後の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2013年4月	東京都新宿区に株式会社イーエムネットジャパン設立
2014年1月	EMNET INC.の日本支社より事業譲渡を受け、株式会社イーエムネットジャパンとして事業を開始(注)1
2014年1月	日本支社よりGoogle Inc.(現 Google LLC)の『Google AdWords 広告』(現 Google 広告)の正規代理店登録を継承
2015年10月	ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)のYahoo!認定代理店に登録
2016年7月	グーグル合同会社のAdWords認定パートナーとして、『Google Partner プレミアバッジ(注)2』を取得
2016年10月	ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)より『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店(注)3』として3つ星を認定される
2017年4月	インターネット広告業界への人材供給を目的として、労働者派遣事業の許可を取得
2017年4月	ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)より『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー(注)4』のゴールドに認定される
2017年6月	Twitter Japan株式会社の認定代理店に登録
2017年7月	Facebook, Inc.の『Facebook agency directory』の認定代理店に登録
2017年10月	L I N E株式会社より『Marketing Partner Program(注)5』のSales Partner(Basic)に認定される
2018年8月	L I N E株式会社より『Marketing Partner Program(注)5』のSales Partner(Bronze)に認定される
2018年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2019年5月	TRANSCOSMOS(MALAYSIA)SDN.BHD.グローバルデジタルマーケティングセンターとの契約を締結
2019年5月	L I N E株式会社とSMB領域における戦略的パートナーシップ契約を締結
2019年10月	ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)より『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー(注)6』の認定パートナーとして3つ星を認定される
2021年1月	一般社団法人 日本経済団体連合会へ入会
2021年5月	ソフトバンク株式会社と資本業務提携契約を締結(注)7
2021年6月	ソフトバンク株式会社の連結子会社となる(注)1
2021年10月	ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)より『Yahoo!マーケティングソリューションパートナープログラム(注)8』のセールspartnerとして4つ星を認定される

(注)1. 2021年6月28日付で、ソフトバンク株式会社は、当社普通株式に対する公開買付けにより当社株式の41.4%を取得いたしました。それにより、当社の親会社はEMNET INC.よりソフトバンク株式会社に異動いたしました。また、ソフトバンク株式会社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社及びソフトバンクグループ株式会社についても、ソフトバンク株式会社を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、同日をもって、新たに当社の親会社となっております。

詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」に記載しております。

2. 『Google Partner プレミアバッジ』は、『Google Partner バッジ』と『Google Partner プレミアバッジ』の2つのレベルに分かれているGoogle Partner バッジの中でも、高度な専門知識を持ち、顧客満足度の高い広告運用によって業績を上げる代理店のみに認定付与されます。また、Googleが12ヶ月ごとに行う認定試験に合格しなければならないため、Googleのツールや最新情報を常に把握することが求められております。
3. 『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店』とは、ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)が認定する正規代理店であります。ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)が条件を満たす正規代理店に対して星(スター)を付与しており、星(スター)の数は1つ星から5つ星までであります。
4. 『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー』とは、(注)3の『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店』が刷新された制度であります。ヤフー株式会社(現 Zホールディングス株式会社)の提

供する広告商品・サービスを総合的に活用し、優れた実績のあるパートナー企業に対して、「ダイヤモンド」「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の認定がされております。

5. 『Marketing Partner Program』とは、「LINE Ads Platform」の拡販および機能追加・改善をより積極的に推進するにあたり、「Sales Partner」「Ad Tech Partner」「Data Provider Partner」「Ads Measurement Partner」の4カテゴリーにおいて、広告代理店やサービスデベロッパーを認定・表彰するプログラムです。Sales Partnerは2017年4月より半年ごとの累計売上実績などを基準に、5段階(Diamond/Gold/Silver/Bronze/Partner)のランクで認定されます。
6. 『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー』とは、(注)4の『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー』の内容が変更された制度であります。広告効果の最大化に向けてYahoo! JAPANの広告商品・サービスを総合的に活用し、広告主のマーケティング活動を支援した実績のあるパートナーに対して、1つ星から5つ星までの星によるパートナーの認定がされております。
7. 詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等」に記載しております。
8. 『Yahoo!マーケティングソリューションパートナープログラム』のセールspartnerとは、(注)6の『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー』の内容が変更された制度であります。広告効果の最大化に向けてYahoo! JAPANの広告商品・サービスを総合的に活用し、広告主様のマーケティング活動の支援実績があるパートナーに対して、1つ星から7つ星までの星によるパートナーの認定がされております。

3【事業の内容】

当社は、EMNET INC.（ 1 ）が日本のインターネット広告市場の伸びしろと、中小企業のインターネット広告に対する潜在的なニーズの可能性に着目し、2007年に日本へ進出して以降、着実に事業を拡大して参りました。

その後、ソフトバンク株式会社による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの結果、2021年6月28日にソフトバンク株式会社が当社の親会社となりました。また、ソフトバンク株式会社の親会社であるソフトバンクグループジャパン株式会社及びソフトバンクグループ株式会社もソフトバンク株式会社を通じて当社の普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなりました。

情報通信技術の発達により、情報量が飛躍的に増加した現代社会において、消費者はインターネット上であらゆる情報を検索し、欲しい情報を手に入れています。一方、情報を発信する立場にある企業は、ターゲットである消費者へ最適に情報を提供することに苦戦しています。

こうした中、当社は、設立以来「クライアントと共に歩む企業」という企業理念を掲げ、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

また「クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供」と「日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成」という2つのビジョンを掲げ、業界の課題である人材不足に対応するため、広告業界未経験者を積極的に採用し、入社後、Google LLCの認める一定水準（ 2 ）の運用知識を身に付け、OJTにより広告運用の実践経験を積ませるなど、短期間に即戦力として活躍できる人材を育成する独自の教育プログラムを構築しております。

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載はしていませんが、インターネット広告事業の概要と、当社が主に取り扱う広告とサービスの特徴については以下の通りです。

インターネット広告事業

（事業概要及びサービスの特徴）

デジタルチャネルの多様化、競争の激化に伴い、現在の主力サービスである検索連動型広告、運用型ディスプレイ広告の他、ソーシャルメディア広告、動画広告、アフィリエイト広告（ 3 ）、アドネットワーク広告（ 4 ）、DSP（ 5 ）、DMP（ 6 ）、スマートフォン向け広告、ネイティブ広告（ 7 ）、アプリ広告（ 8 ）、純広告（ 9 ）等サービスを拡げております。また、昨今のインターネット広告市場における広告主の広告機能の内製化需要に対応するため、インハウス支援サービス（ 10 ）も実施しております。

当社は、一人の担当者がクライアント企業に対して営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制を敷いており、インターネット広告に関するコンサルタントとして総合的かつ専門的な見地からサービスを提供しています。

また、当社では、これまで運用型広告を主軸に置いたサービス提供をしてきた背景から、広告効果を最大限に高めるための効率的なPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）（ 11 ）の運用やアクセス解析（ 12 ）を得意としております。さらに、クライアント企業のユーザーとなるペルソナ（ 13 ）の構築から、行動仮説を立て、最適な媒体の選定・配信方法を提供すること、常に最新の情報を把握し、タイムリーな広告施策を実行すること、これらを徹底することでクライアント企業の最適なマーケティング活動を支援しております。

(1) 運用型広告

検索連動型広告（リスティング広告）

検索連動型広告（リスティング広告）とは、ヤフー株式会社やGoogle LLC等が提供する検索エンジンの検索結果に表示される広告であり、検索キーワードと連動し、検索結果ページに関連する内容の広告が表示される運用型の広告（ 14 ）で、ニーズ顕在層に向けてアプローチが可能な広告であります。

キーワード単位で広告出稿ができ、ユーザーが広告をクリックすることで企業側に料金が発生するクリック課金システムのため、検索結果を表示させるだけでは広告費が発生しない点が特長であります。

当社では、ユーザーが検索を行う際の環境、意図、興味・関心を把握したうえで、配信するデバイスの選定、配信するタイミングの選定、広告を出すキーワードの選定、入札単価の調整、マッチした広告文の作成等を最適に行えるように支援しております。

運用型ディスプレイ広告

運用型ディスプレイ広告は、ユーザーの性別、年齢、住所、職業といったデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件を設定することで、当該ユーザーの閲覧するポータルサイトやブログ等の広告エリアに広告を表示するもので、検索連動型広告ではアプローチができないユーザーへ接触が可能な、多くの見込層、潜在層に向けたアプローチが可能な広告であります。

当社では、ペルソナを構築し、ペルソナに応じたピンポイントな広告運用サービスの提供を得意としております。さらに、検索連動型広告と併用する事により、効果的かつ効率的な広告出稿が可能となる広告運用を提供しております。クライアント企業の目先の売上げだけでなく、長期的な利益につながるような広告運用サービスを提供することを目指しております。

ソーシャルメディア広告

Facebook、Twitter、Instagramを筆頭としたソーシャルメディアに表示される広告であり、運用型ディスプレイ広告のようにデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件設定や各ソーシャルメディアの特長に応じたターゲティング設定を行うことでタイムライン上に表示させることが可能な広告であります。多くの見込層、潜在層に向けたアプローチができる他、ターゲットユーザーの周辺ユーザーへ派生効果を図ることも可能です。

当社では、これまでの各ソーシャルメディアの特長を活かした運用実績からクライアント企業に最適なメディアの選定と、ペルソナを活用したピンポイントなコンテンツの提供を可能としております。

(2) クリエイティブ制作

当社はこれまで扱ってきた多くのクライアント企業のECサイトに対する広告運用の実績からノウハウを得ており、広告効果を更に高めるためのランディングページ、クリエイティブ制作を受注して自社にて行っております。制作物のリリース後、ユーザーの行動分析を行い、細かな改善を加えていくことで広告効果の最大化を目指しております。

(3) インハウス支援サービス

当社はこれまでインターネット広告専門の広告代理店として、数多くの運用型広告等のサービス提供実績がございます。このような実績から、運用型広告について、WEBマーケティング施策の運用方針策定、広告運用の実施、広告運用結果の分析や改善戦略の立案等のノウハウを蓄積してまいりました。このノウハウを活用することで、広告機能の内製化を望まれている広告主に対して、効率的に広告機能の内製化の体制が構築できるようにコンサルティングサービス等を提供しております。

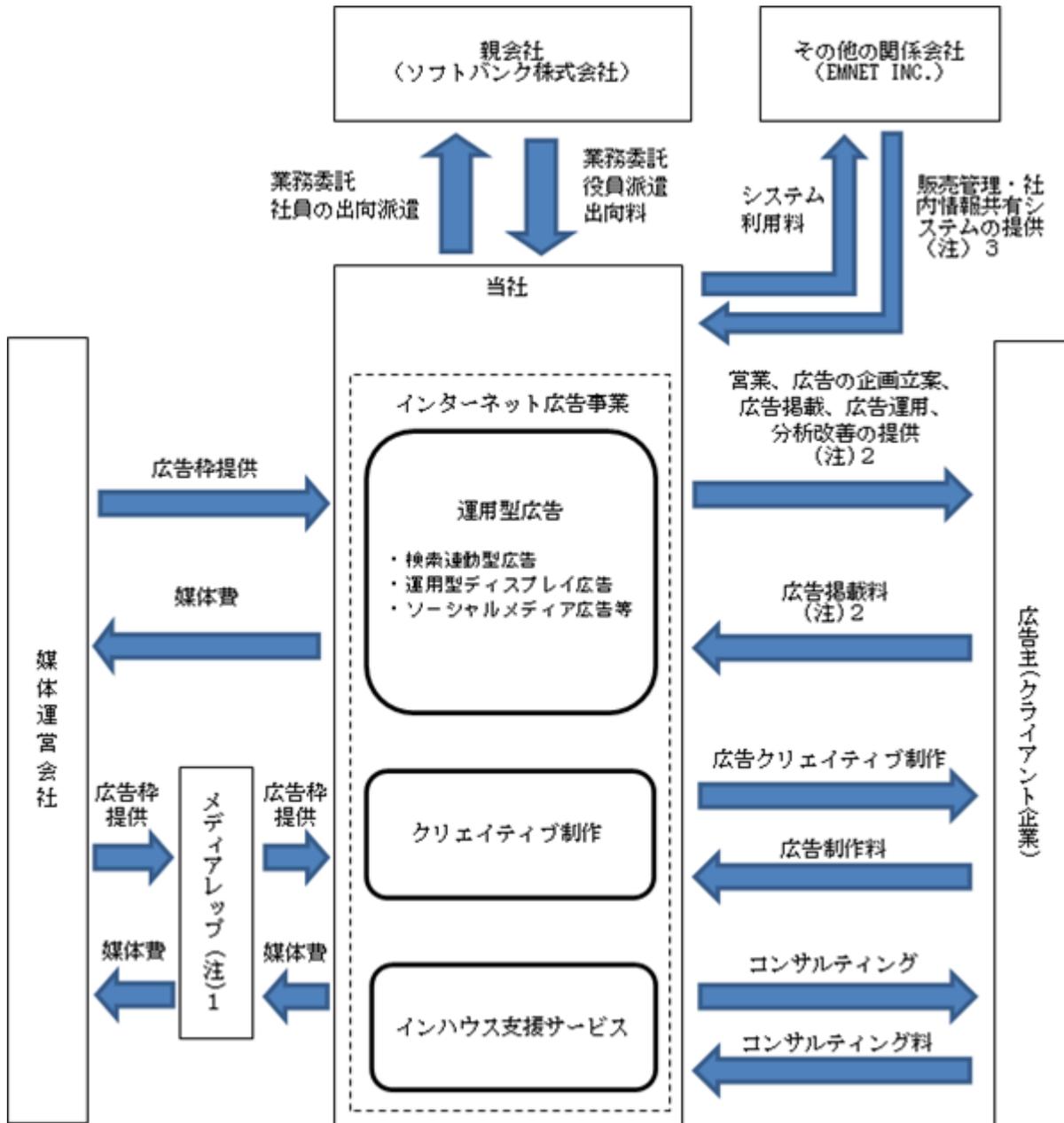
(用語集)

- 1 EMNET INC.は、2021年12月31日時点において、当社発行済株式総数の20.67%を実質的に保有する当社の親会社であった韓国のオンライン広告代理店です。
- 2 Google LLCの認める一定水準とは、「Google広告の認定試験」の認定試験を受け、合格した場合を指します。リスティング広告のアカウント作成、運用、効果検証、最適化に関する基礎知識から高度な知識まで幅広い知識があることを証明する資格です。
- 3 アフィリエイト広告とは、成果報酬型の広告の一種であり、商品やサービスをWEB媒体に掲載し、商品が購買されたことによって報酬が支払われる広告を指します。
- 4 アドネットワーク広告とは、多数の広告配信枠を集めて広告配信ネットワークを作り、それらの広告配信枠に広告を一括して配信する仕組みを指します。
- 5 DSP (Demand Side Platform)とは、アドエクスチェンジの広告効果を最大限に活かすために作られた広告効果を支援するツールを指します。アドエクスチェンジとは、各アドネットワークの抱える広告枠を相互に交換する仕組みを指します。
- 6 DMP (Data Management Platform)とは、インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビッグデータと自社Webサイトに保存されているアクセスログ等を管理、分析し、顧客へ最善のアプローチをするツールを指します。
- 7 ネイティブ広告とは、デザイン・フォーマットが掲載メディアと同様で、自然に溶け込んでいる広告のことを指します。
- 8 アプリ広告とは、アプリの認知拡大やダウンロードを促す広告を指します。
- 9 純広告とは、特定の媒体の広告枠を一定期間買い取り、掲載する広告を指します。
- 10 インハウス支援サービスとは、広告主が自社内でインターネット広告及びその他WEBマーケティング施策の運用方針策定・施策実施・施策結果の分析・改善戦略の立案などを進めるための体制構築を支援するサービスを指します。
- 11 PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Action)とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、WEBマーケティングでも活用されています。「計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)」この4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法を指します。
- 12 アクセス解析とは、Webサイトのアクセス数、滞在時間、閲覧、離脱、流入元、ブラウザ等を解析し、Webサイトの現状を知り、訪問者や購買を増やすための有効な手段の1つであります。

- 13 ペルソナとは、性別、年齢、居住地等の定量的な情報から、趣味、価値観、消費行動等の定性的な情報を含んだ、より詳細な架空の顧客像を指します。
- 14 運用型の広告とは、運用状況に合わせて入札額やクリエイティブ、広告枠、ターゲット等を変更・改善しながら運用し続けていく広告です。多くの運用型広告は掲載枠をオークション形式の入札額と品質によって優先順位が変化するようにしています。そのため、予算のコントロールだけではなく品質を高めることが運用の主体となります。

[事業系統図]

当社の事業系統図は次の通りであります。



- (注) 1. メディアレップとは、インターネット広告の取引において、広告の媒体運営会社と広告代理店や広告主との仲介を行っている事業者のことであります。
2. 取引の一部について、代理店を通じて取引を行っております。
3. 販売管理・社内情報共有システムについては、契約により関係会社 (EMNET INC.) から当社の情報へのアクセスを制限しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) ソフトバンク株式会社 (注)1	東京都港区	204,309百万円	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	被所有 直接 41.38	役員3名の受入 社員の出向派遣 業務委託契約
(親会社) ソフトバンクグループ ジャパン株式会社 (注2)	東京都港区	188,798百万円	持株会社	被所有 間接 41.38	
(親会社) ソフトバンクグループ株 式会社 (注2)	東京都港区	238,772百万円	純粋持株会社	被所有 間接 41.38	
(その他の関係会社) EMNET INC. (注)3	大韓民国 ソウル特別市	11,138,039,000 韓国ウォン	インターネット 広告事業	被所有 直接 20.67	販売管理・社内情報共有シ ステムの提供

(注)1. 有価証券報告書の提出会社です。

- ソフトバンク株式会社が当社の親会社になったことにより、ソフトバンクグループジャパン株式会社およびソフトバンクグループ株式会社が当社の親会社(当社株式の間接所有)に該当することとなりました。
- 韓国のKOSDAQ(Korean Securities Dealers Automated Quotations)市場に上場しており、同取引所の規定による開示を行っております。
- ソフトバンク株式会社による当社株式に対する公開買付けにEMNET INC.が応募した結果、2021年6月28日付けで、ソフトバンク株式会社がEMNET INC.の保有していた785千株の当社株式を保有し、当社の親会社となりました。なお、当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数で記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
115	28.1	3.2	5,206

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、契約社員を含む。)であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。

- 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
- 当社はインターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載していません。
- 従業員数が前事業年度に比べ19人増加したのは、インターネット広告事業における業容拡大による新卒採用並びに中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、今後も成長が見込まれるインターネット広告市場において、更なる利益成長と企業価値の向上を目指すべく、以下の施策に取り組んで参ります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、設立以来「クライアントと共に歩む企業」という企業理念を掲げており、また「クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供」と「日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成」という2つのビジョンを掲げております。

当社では、常にテクノロジーとナレッジを用いながら、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、クライアント企業の更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

また、当社のコーポレートスローガンであります「Beyond the Internet Advertising」のもと、インターネット広告事業以外の新たなビジネスも展開していくことで、顧客満足度の高いサービス展開を続けていきたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社の経営戦略として、サービスについては、現在の主力サービスであります検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告だけでなく、現在、市場自体が活況であるソーシャルメディア広告や動画広告に、より注力していく必要があります。ソーシャルメディア広告においては広告の管理運用の統合ツールの利用などを検討し、全体の運用効率化を行うことでソーシャルメディア広告への運用実績を蓄積し、またソーシャルメディア広告を十分に活用できていないクライアント企業への提案機会を増やすことや、運用におけるクリエイティブ部分の強化による成果改善の環境向上などを今後の施策としております。動画広告においては、今後も動画制作会社と協業し、クライアント企業への提案メニューの拡充を行うことで提案機会と案件数の増加に取り組んで参ります。

また具体的な戦略として、営業先については、他媒体の広告からインターネット広告へ広告出稿のシフトを促す広告のデジタルシフト戦略により、特に東京都以外の地域に本店所在地のある企業に対して広告提案を行い案件数の増加に取り組んで参ります。

(3) 経営環境

当社の事業領域であるインターネット広告市場は、市場全体が順調に拡大しつつも事業環境の変化が非常に早く、それによりクライアント企業のニーズが絶えず変化しております。そのため、更なる利益成長と企業価値の向上を実現するためには、事業環境の変化への適応が非常に重要であると認識しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

運用型広告の強化

インターネットメディアの広告費は2019年に初めてテレビメディア広告費を超え、2021年にはマスコミ四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビメディア）の広告費（2兆4,538億円）を初めて上回り2兆7,052億円と前年に引き続き伸長しております（広告費データは、株式会社電通「2021年 日本の広告費」より引用）。一方で、アドフロード（広告詐欺）問題や、個人情報保護の観点からWebページにおける個人情報の取り扱いが厳格化されたことによるcookie規制等、インターネット広告特有の問題もあります。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力サービスである検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告について、最新のインターネット広告情報の取得や社員教育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して参ります。

新技術への対応

昨今、IoTやAI（人工知能）等のデジタルテクノロジーの進化が企業経営等に影響を与えております。こうしたデジタルテクノロジーの進化は、急速な技術革新が進むインターネット広告事業においても、今後大きな影響を与えると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジー等の新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組んで参ります。

人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。このため、他業界からの積極採用を含む採用の多様化や継続的な研修の充実・実施に努めて参ります。

内部管理体制の強化

当社は、現在成長段階にあり、規模拡大に伴う業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当社は株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、様々なステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンス体制の整備及び向上が重要事項であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、監査等委員会と内部監査チームとの連携によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員による監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化への対応などを行っております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、売上総利益及び営業利益を重要な経営指標と捉え、これらの中長期的に成長させていくことを基本的な考え方としております。また、営業系社員の一人当たり売上総利益を経営指標としております。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) インターネット広告事業に係るリスクについて

技術革新について

当社のインターネット広告事業を含むインターネットビジネスの業界環境は、事業に関連する新技術の開発やそれらを利用した新サービスの導入が相次いで行われており、変化が激しくなっております。このため、当社は、新技術の導入及び新サービスの提供を継続的に検討するとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおりますが、激しい環境変化への対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化、競争力の低下が生じる可能性があります。また、環境変化への対応のために新技術及び新サービスに多大な投資が必要となった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

景気動向の変動について

当社の事業領域であるインターネット広告市場を含む広告市場は、一般的に市場変化や景気動向の変動により広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を敏感に受けやすい傾向にあります。したがって、わが国経済の景気動向の変動によって、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

市場動向について

当社の事業領域であるインターネット広告市場は、スマートフォン端末の普及等によるインターネット利用者の増加、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等により、2021年は2兆7,052億円（前年比121.4%）と継続して成長を続けております（広告費データは、株式会社電通「2021年 日本の広告費」より引用）。また今後も新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの普及等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速やビッグデータ時代到来に伴う消費者行動等により、更なる市場の成長が継続すると考えております。しかし、今後の日本におけるインターネット利用者人口の推移やインターネット広告市場の成長を阻害する状況の発生等、何らかの事情により、このような市場の成長が将来にわたって継続する保証はなく、結果として、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の取引先であるネット広告の媒体運営会社が、いわゆる「アドフラウド（広告詐欺）」に関与した場合、アドフラウドの影響を受けた広告主による広告の露出が減少すると共に、当社広告取扱高が減少し、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

媒体運営会社への依存について

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントで事業を展開しております。インターネット広告事業は、取引形態の性質上、媒体運営会社からの広告枠の仕入れに依存しています。媒体運営会社のうち、Google LLCの提供する「Google 広告」及びヤフー株式会社の提供する「Yahoo!広告」の取次額（媒体費用）への依存度は依然として高く、2021年12月期における当該2社合計の取次額（媒体費用）は、媒体費総額の79.5%（前年比2.4%増加）を占めております。当社は当該2社との良好な取引関係維持に努めておりますが、当該2社の事業方針の変更や契約の更新内容、また契約の更新ができなかった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競争について

インターネット広告事業は、新規参入する競合会社も多く、また、多くの企業が事業展開しており、競合会社が存在しております。当社では、当社の特徴でありますワンストップサービス（一人の担当者が営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制）により、企画力や営業提案力等の強化や広告主との良好な取引関係の維持等に積極的に取り組み、競争優位性の確保に努めておりますが、競合との間で顧客獲得のための価格やサービス競争の激化等により収益性の低下を招き、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

現在のところ、当社の事業領域であるインターネット広告事業に関する直接的な法規制又はインターネット広告業界の自主規制はありません。

しかし、広告主は掲載する広告の内容により、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止法」、「景品表示法」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「独占禁止法」、「出会い系サイト規制法」等の規制を受けます。当社では、上記の各種法的規制に抵触しないように、広告取扱ガイドラインを制定し、広告の内容について管理統括部の専任担当者が慎重に確認しております。広告主がこれらの法律に違反しても直ちに当社の広告取引が違法となるわけではありませんが、当社が広告主の違法行為を助長するものとみなされた場合、当社の社会的信用が失墜し、場合によっては損害賠償請求の対象となるリスクがあります。

また、インターネット上の個人情報保護の観点からクッキー（Webサイトとユーザー間でやり取り・保存されるアクセス情報）に対する規制が検討されているなど、インターネットを取り巻く法令整備は日々進んでおります。今後、このような法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、既存の法令等の解釈に変化が生じたり、インターネット広告事業の自主規制が制定された場合や、広告内容に起因する損害賠償等が発生した場合、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営管理体制について

人材の確保・定着及び育成について

当社の事業を継続及び拡大させていくためには、優秀な人材の確保・定着及び育成が必要不可欠であると考えております。そのため、当社では、新卒や業界未経験者の採用も積極的に実施しており、教育体制を充実させることで、人材の育成・確保に努めております。しかしながら、優秀な人材の確保・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、今後の事業展開の制約要因等になり、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

本書提出日現在、当社ではこれまで、特許・著作権・その他知的財産に関して第三者の知的財産権を侵害した事実や損害賠償及び使用差止の請求を受けた事実はありません。今後においても、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払って参りますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは困難であります。

万が一、当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、直ちに、事例に応じて弁護士・弁理士等と連携し解決に努めて参りますが、損害賠償請求、差止請求や知的財産権の使用に関する対価等の支払い等により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社は、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するため、取引先、従業員その他第三者との関係において訴訟リスクを低減するよう、コンプライアンス研修による役員及び従業員への教育や内部監査の実施等により努めております。しかし、当社の役員及び従業員による機密情報の漏洩、事務処理のミス、不当な労務管理、取引先とのトラブル、その他不正・不適切な行為等が発生した場合、また外部からの不正アクセス等の何らかの要因から個人情報保護法の適用を受ける個人情報等の流出が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの事象が発生した場合には、訴訟内容や損害賠償額及びその結果等により、当社の社会的信用に悪影響を及ぼすほか、事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

与信管理について

当社の事業領域であるインターネット広告市場の取引慣行として、広告会社が広告主に請求する手数料には、媒体運営会社等に支払う媒体料金等を含んでおります。したがって、広告主の倒産等により、広告代金の回収が不可能となった場合には、当社が媒体運営会社等に支払う媒体料金等も含めて負担することとなります。当社では、与信管理規程を制定し、信用リスク低減を図っておりますが、広告主の倒産等により、広告代金の回収が不可能となった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社のインターネット広告事業は、インターネットを介してサービスを提供しており、自然災害、火災等の事故、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス等により、システム障害が発生し、継続したサービス提供等に支障が生じる可能性があります。

当社では、このような事態に備え、外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォールやセキュリティソフトの導入等といった対策をとっており、また定期的なバックアップや稼働状況の監視を行うことで、情

報漏洩の事前防止又は回避に努めておりますが、こうした対応にも関わらず、システム障害が発生し、サービス提供に障害が生じた場合、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

ソフトバンク株式会社との資本業務提携契約について

当社及びソフトバンク株式会社は、2021年5月21日付で資本業務提携契約を締結して以降、両社は事業運営の独立性を相互に尊重し、当社の事業でありますインターネット広告事業について協業を進めております。また、当社は経営の独立性を確保するため独立社外取締役を選任し、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備に努めております。一方で、ソフトバンク株式会社は、2021年12月末現在、当社の株式の発行済株式総数の41.37%を保有する親会社であります。その為、今後、ソフトバンク株式会社の経営方針に変更があった場合、ソフトバンク株式会社による当社議決権の行使が当社の事業運営並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、役員及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を付与しており、今後もストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権の割合は発行済株式総数の3.2%に相当します。

風評被害について

当社及び当社が属するインターネット広告業界に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損等により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

会計基準等の変更について

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて決算を行っており、会計基準の変更へも適時対応しております。当社が属するインターネット広告の広告代理店業務では、取扱高を売上高に計上する会計処理と取扱手数料のみを営業収益(売上高)とする会計処理が認められておりますが、当社では取扱高を売上高に計上しております。しかし、2018年3月30日付で「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第29号)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第30号)が公表されたこととともない、今後、取扱手数料を売上高に計上する会計処理へ変更した場合には、当社の損益計算書上で計上される売上高の表示金額に影響を及ぼす可能性があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(未適用の会計基準等)」に記載しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大について

2020年1月頃より顕在化した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本国内においても同年4月7日に緊急事態宣言が発令され、その後、一旦は解除されましたが、その後、東京都等では数回にわたって再発令されている状況にあります。当社の業績としましても、最も影響の大きかった2020年4月から業績は回復傾向にあります。しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況次第では、消費需要の低迷による広告需要の減少や、店舗やイベントへの集客目的の広告や求人広告等の広告需要の減少により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い2021年1月以降、複数回にわたり東京都等では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が再発令され、個人消費は低迷し引き続き厳しい状況が続いており事態の終息の見通しは立っていないものの、国内ではワクチン普及等の様々な感染拡大の防止策が講じられ、社会経済活動の正常化に向けた動きが期待されております。一方で、変異株の流行による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社が属するインターネット広告市場につきましては、2021年にはインターネット広告費が初めてマスコミ四媒体広告費を上回り、2兆7,052億円（前年比121.4%）と前年に引き続き伸長してまいりました（広告費データは、株式会社電通「2021年 日本の広告費」より引用）。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存クライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。また、当社は、2021年5月21日にソフトバンク株式会社との間で資本業務提携契約を締結しており、資本業務提携契約にもとづいたソフトバンク株式会社との協業体制の構築が進み、第4四半期より業績に貢献しております。

以上の結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

今後も当社は、品質の更なる向上と顧客ニーズに応えることで、既存のクライアント企業との取引の深耕及び新規クライアント企業獲得による企業価値の向上に努めて参ります。

イ．財政状態

当事業年度末における資産の残高は、3,312,015千円となり、前事業年度末に比べ291,442千円増加いたしました。

当事業年度末における負債の残高は、1,844,883千円となり、前事業年度末に比べ50,679千円増加いたしました。

当事業年度末における純資産の残高は、1,467,132千円となり、前事業年度末に比べ240,763千円増加いたしました。

ロ．経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高10,672,305千円（前年同期比14.7%増）、営業利益503,710千円（同73.2%増）、経常利益436,111千円（同49.4%増）、当期純利益311,011千円（同46.5%増）となりました。

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ307,339千円増加し、1,570,757千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は385,588千円（前年同期351,147千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益436,111千円となった一方、売上高増加に伴う売上債権の減少額20,461千円、前受収益の減少額71,462千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は23,347千円(前年同期98,778千円の獲得)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出10,940千円、保険積立金の積立による支出11,875千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は54,901千円(前年同期29,368千円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払が66,055千円となった一方、株式発行による収入12,150千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

イ. 生産実績

当社で行う事業は、インターネット広告事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績に該当する事項がありませんので、記載を省略しております。

ロ. 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりです。なお、当社はインターネット広告事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業	9,094,438	112.6
合計	9,094,438	112.6

ハ. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

ニ. 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりです。なお、当社はインターネット広告事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インターネット広告事業	10,672,305	114.7
合計	10,672,305	114.7

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
THEC00株式会社	1,973,510	21.2	2,399,777	22.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における資産の残高は、3,312,015千円となり、前事業年度末に比べ291,442千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が307,339千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債の残高は、1,844,883千円となり、前事業年度末に比べ50,679千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が57,856千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、1,467,132千円となり、前事業年度末に比べ240,763千円増加いたしました。これは主に当期純利益の計上により利益剰余金が244,589千円増加したことによるものであります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、10,672,305千円（前年同期比14.7%増）となりました。主な要因は、インターネット広告事業において、人材教育に引き続き注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力してきたことにより、運用型広告サービスの販売が前期に引き続き堅調に推移したことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上原価は、9,094,438千円（前年同期比12.6%増）となりました。主な内訳は、インターネット広告事業における媒体費をはじめとする費用であります。

以上の結果、売上総利益は、1,577,866千円（前年同期比28.2%増）となりました。

(営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、1,074,156千円（前年同期比14.3%増）となりました。主な内訳は、給料及び手当513,751千円（前年同期比10.7%増）であります。

以上の結果、営業利益は、503,710千円（前年同期比73.2%増）となりました。

(経常利益)

当事業年度における営業外収益は、7,385千円（前年同期比108.4%増）となりました。主な内訳は長期間滞留していた前受金の取崩益1,991千円、保険返戻金1,641千円及び、為替差益1,612千円であります。また営業外費用は、74,984千円（前年同期比2,879.4%増）となりました。主な内訳は、支払手数料73,365千円であります。

以上の結果、経常利益は436,111千円（前年同期比49.4%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度においては、特別利益及び特別損失は、計上しておりません。

当事業年度における法人税、住民税及び事業税は、125,248千円（前年同期比66.3%増）、法人税等調整額は148千円（前年同期は4,240千円）となりました。

以上の結果、当事業年度における当期純利益は、311,011千円（前年同期比46.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(a) キャッシュ・フローの状況

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(b) 資本の財源及び資金の流動性

・資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、広告の媒体費の他、人件費、地代家賃等の販売費及び一般管理費の営業費用であります。

設備投資にかかる資金需要のうち主なものは、オフィスのパソコン等の備品の取得等であります。

・財務政策

当社の資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。現在、金融機関からの借入は行っておらず、設備投資等の調達につきましては、自己資金の利用を原則としております。資金調達を行う場合には、経済情勢や金融環境を踏まえ、当社にとっての最良の方法で行いたいと考えております。

なお、今後の重要な資本的支出の予定はございません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。この財務諸表の作成に当たりまして、将来事象の結果に依存するため確定できない金額について、仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、特有の不確実性があるため、見積りと異なることがあります。

なお、財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、特に重要と考えるものは以下のとおりであります。

(a) 固定資産の減損

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(b) 繰延税金資産の回収可能性

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える可能性があることと認識しております。

そのため、当社は常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し、内部管理体制を強化し、クライアント企業の市場のニーズに合ったサービスを提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社では、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき迅速かつ最善の経営方針の立案、施策の実施に努めております。

インターネット広告事業においては、最新のアドテクノロジーへの対応及びカスタマー行動データ等の活用を推進し、広告効果の最大化を図ると同時に、運用型広告、スマートフォン広告、動画広告等の市場拡大が著しい分野へ素早く対応し、成長分野への取り組みを図ることで、市場における優位性の確立に努めて参ります。

また、事業規模拡大に応じて適時に人材拡充を進めると同時に、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の通り、売上総利益及び営業系社員の一人当たり売上総利益を経営指標としております。当事業年度における売上総利益は1,577,866千円(前年同期比28.1%増)、営業系社員の一人当たり売上総利益は17,012千円(前年同期比13.7%増)であります。引き続きこれらの指標について、改善、増加するよう取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 資本業務提携契約

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、ソフトバンク株式会社（以下、「同社」といい、当社と併せて「両社」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議し、締結いたしました。また、同日付で同社による当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねることを決議しました。

本公開買付けは、2021年5月24日から2021年6月21日まで実施され、2021年6月22日付当社プレスリリース「ソフトバンク株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けが成立しました。

この結果、同社は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。これに伴い、本決済開始日における同社の親会社であるソフトバンクグループジャパン株式会社及びソフトバンクグループ株式会社も同社を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなりました。一方、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主であった EMNET INC.（以下「EMNET」といいます。）は、その所有する当社普通株式の一部である785,000株について本公開買付けに応募し、その全てを同社が取得することになったことから、EMNET は本決済開始日をもって、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、当社のその他の関係会社に該当することとなりました。

1. 資本業務提携契約の概要

目的及び理由

当社は、デジタルマーケティング市場におけるインターネット広告を活用した法人顧客への戦略的提案並びに広告効果の分析から運用及び改善に至る一気通貫したサービスを両社協業で提供することで、顧客に寄り添えるパートナーとして長期的な関係を顧客と構築するとともに、同社及び当社の事業の更なる拡大を目指すことを目的としております。一方、同社は、同社のグループ会社におけるマーケティング DX 支援体制の強化を推進するとともに、同社の顧客への広告マーケティング戦略提案をはじめとするトータルソリューションの提供及び DX 推進の支援を行っております。

今後は、当社の有する高度な広告運用ノウハウを活用した同社に対する営業支援及び広告運用業務を実施するとともに、同社との協業による新たな事業機会並びに協業プロダクトの創出機会増大をリードすることを目指してまいります。

業務提携の内容

業務提携の具体的な内容につきましては、当社と本同社の間で以下の事業を対象として、経営資源を活用し、事業の成長をつなげていきたいと考えております。

- (ア) インターネット広告事業
- (イ) クリエイティブ制作事業
- (ウ) マーケティング・コンサルティング事業（広告運用コンサルティング、コンテンツマーケティング等）
- (エ) その他新規事業（同社のグループ会社等への企業向けインハウス化支援サービス、新規サービスの開発等）

役員の派遣

当社は、本資本業務提携の強化にあたり、臨時株主総会を開催し、当該臨時株主総会において、本資本業務提携契約上合意された者を取締役として選任いたしました。

(2) その他の重要な契約等

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約内容	契約期間
株式会社イーエムネットジャパン (当社)	ヤフー株式会社	日本	ヤフー株式会社が提供する広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	2015年8月19日より 2016年3月31日 以降、自動更新
	Google, Inc. (現 Google LLC)	米国	Google LLCが提供する「Google 広告」サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	2014年1月20日より 無期限

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資、重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

提出会社

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア及び 業務施設等	2,043	14,269	2,375	7,159	25,847	115

- (注) 1. 当社は、インターネット広告事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。
 2. 現在、休止中の主要な設備はありません。
 3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、契約社員を含む。)であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。
 5. 建物は賃借しており、本社の年間賃借料(共益費含む)は75,942千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,600,000
計	13,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2022年3月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,824,800	3,824,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	3,824,800	3,824,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

イ. 第1回新株予約権(2017年12月13日臨時株主総会決議及び2017年12月13日取締役会決議)

決議年月日	2017年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 17
新株予約権の数(個)	90(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	188(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2019年12月14日 至 2027年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 188(注)5 資本組入額 94(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は行ってはならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は400株となります。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

また、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回 新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 2018年5月16日開催の取締役会決議により、2018年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割、また2019年8月7日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、さらに2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

□ . 第 2 回新株予約権 (2020年 3 月25日定時株主総会決議及び2020年 3 月25日取締役会決議)

決議年月日	2020年 3 月25日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員 3 当社従業員 20
新株予約権の数 (個)	236
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	47,200 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	18,721 (注) 1、 6
新株予約権の行使期間	自 2022年 3 月26日 至 2024年 3 月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 707 (注) 2、 6 資本組入額 353.5 (注) 3、 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日 (2021年12月31日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2022年 2 月28日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 . 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く。) における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05 を乗じた金額 (1円未満の端数は切り上げ) とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値 (取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値) を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (又は併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 2 . 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。
- 3 . 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 . 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権の一部行使（1個未満の単位の行使）はできない。
 - (5) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、調整して決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から権利行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

八．第3回新株予約権（2020年3月25日定時株主総会決議及び2021年3月17日取締役会決議）

決議年月日	2021年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 [0]
新株予約権の数（個）	17[0]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,400[0]（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,861（注）1、6
新株予約権の行使期間	自 2023年3月18日 至 2025年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,253（注）2、6 資本組入額 626.5（注）3、6
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しております。

（注）1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除した額とする。
- 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権の一部行使（1個未満の単位の行使）はできない。
 - (5) 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、調整して決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から権利行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
残存新株予約権について定められた条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年1月11日 (注)1	350	4,350	26,250	226,150	26,250	26,250
2018年6月4日 (注)2	865,650	870,000	-	226,150	-	26,250
2018年9月20日 (注)3	50,000	920,000	69,000	295,150	69,000	95,250
2019年9月1日 (注)4	920,000	1,840,000	-	295,150	-	95,250
2019年12月14日～ 2019年12月31日 (注)5	4,400	1,844,400	825	295,975	825	96,075
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注)6	35,600	1,880,000	6,675	302,650	6,675	102,750
2021年1月1日～ 2021年9月30日 (注)7	32,400	1,912,400	6,075	308,725	6,075	108,825
2021年10月1日 (注)8	1,912,400	3,824,800	-	308,725	-	108,825

(注)1. 以下の有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先 株式会社Y's corporation、イーエムネットジャパン従業員持株会、高橋和之、村井仁

2. 株式分割(1:200)によるものであります。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 3,000円

引受価額 2,760円

資本組入額 1,380円

払込金総額 138,000千円

4. 株式分割(1:2)によるものであります。

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 2020年12月31日から2021年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ225,000円増加しております。

7. 新株予約権の行使による増加であります。

8. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	19	7	24	-	338	392	-
所有株式数 (単元)	-	819	1,324	18,312	13,419	-	4,367	38,241	700
所有株式数の割合(%)	-	2.1	3.4	47.8	35.0	-	11.4	100.0	-

(注) 「単元未満株式の状況」に19株の自己株式が含まれております。なお、株主名簿記載上の自己株式数と、期末日現在の実質的な所有株式数は一致しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸1丁目7-1	1,582,402	41.37
KSD-MIRAE ASSET SECURITIES(常任 代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	BIFC, 40, MUNGYEONGEUMYUNG-RO, NAM- GU, BUSAN, 48400, KOREA(東京都新宿区新 宿6丁目27番30号)	790,400	20.67
株式会社Y's corporation	東京都千代田区平河町1丁目6-15	240,000	6.27
KSD-KB.(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支 店)	34-6, YEQUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO- GU, SEOUL, KOREA(東京都新宿区新宿6丁 目27番30号)	211,300	5.52
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(常任代理人 野村 証券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋1丁目13- 1)	145,100	3.79
安中 臣一郎	東京都千代田区	107,600	2.81
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	68,300	1.79
株式会社日本カストディ銀行(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	57,800	1.51
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代 理人 モルガン・スタンレーMUFG証 券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA U.K.(東京都 千代田区大手町1丁目9-7)	57,000	1.49
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	45,500	1.19
計	-	3,305,402	86.42

(注) 1. KSD-MIRAE ASSET SECURITIESの持株数790,400株は、EMNET INC.が実質的に所有しております。

2. 前事業年度末において主要株主でなかったソフトバンク株式会社は、当事業年度末現在では主要株主となっております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,823,900	38,239	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	3,824,800	-	-
総株主の議決権	-	38,239	-

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イーエムネットジャパン	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号	200	-	200	0.01
計	-	200	-	200	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	161	352,603
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	219	-	219	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財政状態・事業計画等を総合的に勘案したうえで、利益配当を実施していく方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の1株当たりの配当金につきましては中間配当20円（株式分割前の金額）、期末配当12.0円（株式分割後の金額）、株式分割後の合計22円（株式分割前の合計44円）の年間配当を実施することを決定いたしました。この結果、前期と比べ株式分割前の合計で16.5円、株式分割後の合計で8.25円の増配となり、当事業年度の配当性向は27.0%となりました。

当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2021年8月11日 取締役会決議	38,222	20.0
2022年3月24日 定時株主総会決議	45,894	12.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であります。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監督機能を高め、更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的としております。また、業務意思決定・執行の迅速化を図る観点から、常勤の取締役、執行役員を中心とする経営戦略会議を設置しております。さらに、リスク管理及び法令遵守等のコンプライアンスの観点から、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

これらの体制は、内部統制システムと有機的に結合することで、効果的かつ効率的な経営監視機能の発揮と迅速かつ効率的な業務の決定・執行が可能になるものと考えております。そのため当社が選択した「監査等委員会設置会社」によるコーポレート・ガバナンス体制は、当社にとって最も優れたガバナンス体制であると認識しております。

各機関等の内容は次のとおりであります。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長山本臣一郎が議長を務めております。その他のメンバーは、常務取締役CFO村井仁、取締役藤平大輔、取締役富樫俊和、取締役小松紀之、監査等委員である社外取締役西村訓仁、社外取締役上野正博、社外取締役落合出の取締役8名（うち社外取締役3名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

また、取締役会には、取締役会の議決権を有する監査等委員が取締役会での審議に加わることで経営に対する牽制機能を発揮しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員（社外取締役）である取締役西村訓仁、非常勤の監査等委員である社外取締役上野正博、社外取締役落合出の取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されております。監査等委員会では、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役会への出席に加え、常勤監査等委員を中心に、日常的活動を含む取締役の職務執行の監査を行っております。

監査等委員会は、毎月1回の定例の監査等委員会の他、必要に応じて臨時的監査等委員会を開催しております。

また、内部監査チーム及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

(c) 経営戦略会議

効率的かつ迅速な意思決定を行うため、取締役、執行役員で構成される経営戦略会議を週次で開催し、月次予算の進捗状況や各部門の重要事項の報告についての審議等を行い、変化の激しい経営環境に対応する体制をとっております。経営戦略会議の構成メンバーは、代表取締役社長山本臣一郎が議長を務め、常務取締役CFO村井仁、上席執行役員芳村勇希、執行役員阿部到、執行役員桜井彰人、執行役員宮田麻衣の6名であります。

(d) リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長山本臣一郎が委員長を務め、常務取締役CFO村井仁、常勤監査等委員（社外取締役）である取締役西村訓仁の取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されております。

リスク・コンプライアンス委員会は、従業員に対するコンプライアンス意識の啓発及び、法令違反行為の監視を目的に、代表取締役を委員長とし、常勤の取締役及び常勤監査等委員である取締役を委員とするリス

ク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメントに関する活動やコンプライアンスに関する取組み等を実施しております。

(e) 内部監査チーム

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、代表取締役直属の内部監査チームを設置し、常務取締役CFO村井仁を内部監査チーム長として、管理統括部及び営業本部に所属している他4名の内部監査担当者を設定して実施しております。

(f) 会計監査人

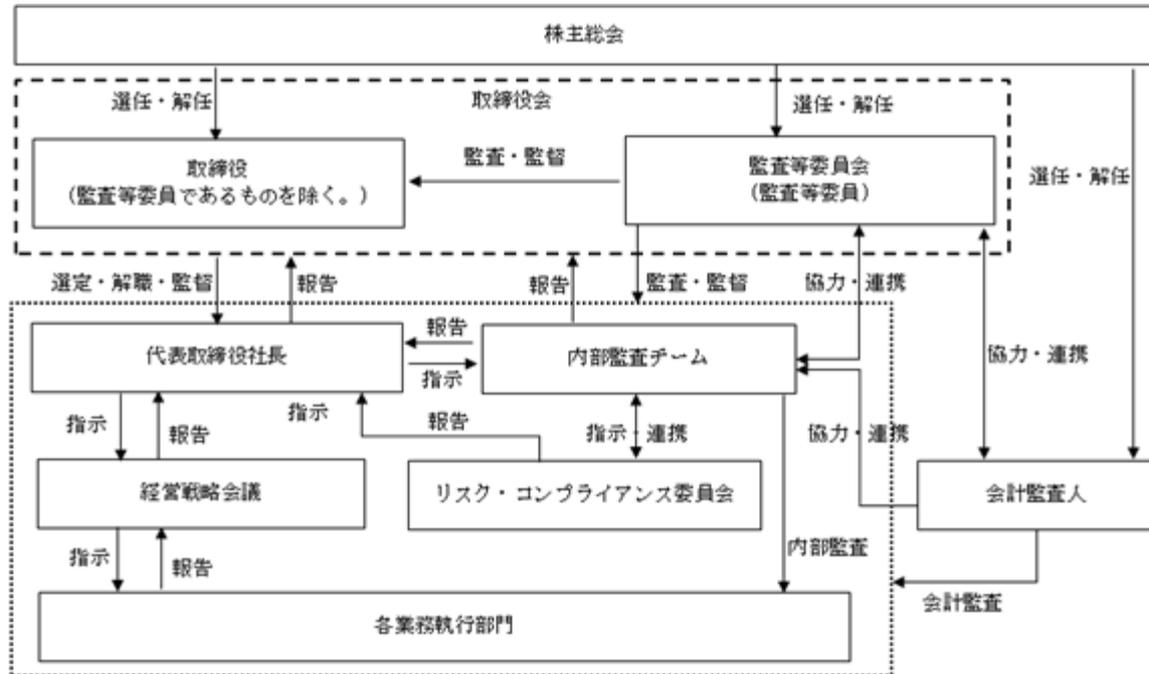
会計監査人による外部監査については、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けております。監査等委員会においては、会計監査人より四半期毎の監査の報告、内部統制システムの状況及びリスクの評価等についての説明、意見・情報交換、重要な会計的課題について適宜相談するなど、相互の連携を図っております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

(g) 弁護士等その他第三者の状況

当社では、重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等の外部専門家に相談・協議し、必要な検討を行っております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

当社の機関及び内部統制の模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、2019年3月27日開催の取締役会の決議により、以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。以下はその概要です。

- a．取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底及び運用体制を構築しております。
 - (b) 当社の取締役の職務執行状況は、監査等委員会規程、監査等委員会規則及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けております。
 - (c) 当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。
 - (d) 反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。
 - (e) 上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。
 - (b) 内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。
 - (b) 取締役会を定例で毎月1回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。
- e．当社における業務の適正を確保するための体制
- (a) 会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査等委員である取締役による監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。
 - (b) 財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。
- f．当社監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人置くこと求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 取締役会は、監査等委員会から要請がある場合、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置いたします。同使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるとものとしており、その評価、異動には監査等委員会の事前の同意を要するものとしており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。

- g. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならないとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査等委員会に提出することとしております。
 - (b) 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。
- h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制としております。
 - (b) 監査等委員会は、代表取締役および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
 - (c) 監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役員への周知徹底及び運用体制を構築しております。具体的には、管理統括部が主管部署となり、各部門と継続的に情報共有を行うことで、リスクの未然防止及び早期発見に努めております。同時に、法令違反や不正行為に関する社内報告体制や法令遵守体制の構築を目的としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を定め、不祥事の未然防止及び早期発見に努め、また高い倫理観と社会規範の遵守の浸透、啓蒙を行っております。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、社外取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。補償の概要は会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対する株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟などにより被保険者の負担する事となった損害賠償金や争訟費用などが対象となります。保険料は会社負担としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

定款で定めた取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内とする旨及び監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別要件について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山本 臣一郎 (戸籍上の氏名： 安中 臣一郎)	1971年9月4日生	1995年4月 コーバック・インターナショナル(株) 入社 1999年10月 ダブルクリック(株) 入社 2000年10月 Adsociety 入社 2001年12月 Ask Jeeves Japan(株) 入社 2004年10月 トランス・コスモス(株) 入社 2010年5月 EMNET INC. 入社 同社 上席常務執行役員 就任 2014年1月 当社 常務取締役 就任 2016年1月 当社 取締役副社長 就任 2016年11月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 2017年12月 株式会社Y's corporation 代表取締役 就任(現任)	(注) 3	347,600 (注) 7
常務取締役 C F O 兼管理統括部部长	村井 仁	1974年7月7日生	1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株)) 入社 2006年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年11月 会計教育研修機構 東京実務補修所運営委員 就任 2014年11月 会計教育研修機構 東京実務補修所運営副委員長 就任 2016年8月 当社 執行役員 C F O 就任 2016年11月 当社 取締役 C F O 就任 2017年1月 当社 管理統括部部长 就任 2020年5月 当社 常務取締役 C F O兼管理統括部部长 就任(現任)	(注) 3	8,000
取締役	藤平 大輔	1971年8月5日生	1999年5月 ソニー(株)(現ソニーグループ(株)) 入社 2004年9月 ソフトバンクBB(株)(現ソフトバンク(株)) 入社 2014年2月 SBギフト(株) 代表取締役 就任(現任) 2014年6月 (株)ジェネレイト 代表取締役 CEO 就任 2016年6月 (株)マイクロアド 取締役 就任 2017年4月 (株)every sync 取締役 就任(現任) 2018年7月 SBアド(株) 代表取締役社長 就任 2019年9月 インキューデータ(株) 代表取締役社長兼CEO 就任(現任) 2020年7月 ソフトバンク(株) 法人事業統括法人プロダクト&事業戦略本部副本部長 就任(現任) 2021年4月 同社 法人事業統括 デジタルマーケティング本部 本部長 就任(現任) 2021年4月 Cinarra Systems Japan(株) 取締役 就任(現任) 2021年8月 当社 取締役 就任(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	富樫 俊和	1970年5月19日生	1994年4月 (株)エスエヌケイ 入社 1999年4月 ヤフー(株)(現Zホールディングス (株)) 入社 2009年4月 早稲田大学 非常勤講師 2012年3月 コナミデジタルエンタテインメン ト(株) 入社 プロモーションマ ネージャー 就任 2013年4月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフ トバンク(株)) 入社 2018年8月 同社 コミュニケーション本部 アライドマーコム部 担当部長就 任(現任) 2019年11月 インキュデータ(株) Yahoo協業 室 室長 就任(現任) 2020年11月 ソフトバンク(株) メディアマネジ メント部 部長 就任(現任) 2021年8月 当社 取締役 就任(現任)	(注) 4	-
取締役	小松 紀之	1971年2月13日生	1993年4月 日本テレコム(株)(現ソフトバンク (株)) 入社 2019年4月 同社 法人事業統括法人プロダク ト&事業戦略本部事業戦略統括部 統括部長 就任 2021年4月 同社 法人事業統括法人プロダク ト&事業戦略本部事業企画統括部 統括部長 就任(現任) 2021年8月 当社 取締役 就任(現任)	(注) 4	-
取締役 (常勤監査等委員) (注) 1	西村 訓仁	1955年7月30日生	1981年6月 ニューヨーク銀行(現 ニュー ヨーク・メロン銀行) 入行 1983年1月 ソシエテ・ジェネラル銀行 東京 支店 入行 1987年6月 ドイツ銀行東京支店入行 金融法 人部部長 就任 1992年4月 同行 ロンドン国際部ヴァイスプ レジデント 就任 2000年1月 同行 金融法人部ディレクター 就任 2000年8月 インフォーマ グローバル マー ケット ジャパン(株) 入社 2001年12月 同社 代表取締役社長 就任 2019年3月 当社 取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注) 1	上野 正博	1964年4月3日生	1987年4月 ㈱リクルート 入社 1998年10月 ダブルクリック㈱ 代表取締役社長 就任(現任) 2001年6月 トランス・コスモス㈱ 取締役 就任 2003年6月 同社 常務取締役 就任 2004年6月 オーバーチュア㈱ 代表取締役社長 就任 2006年6月 ビカム㈱ 代表取締役社長 就任 2011年4月 CRITEO㈱ アジア太平洋地域最高責任者 就任 2011年6月 同社 代表取締役 就任 2012年3月 マナ㈱ 代表取締役社長 就任(現任) 2012年3月 グアダーニョ㈱ 代表取締役社長 就任(現任) 2016年4月 BuzzFeed Japan㈱ 代表取締役社長 就任 2018年5月 当社 社外取締役 就任 2019年2月 Sojern Asia PTE Ltd. アジア太平洋地域担当バイスプレジデント 就任 2020年10月 Outbrain Japan㈱ マネージング・ディレクター 就任(現任) 2021年8月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注) 6	-
取締役 (監査等委員) (注) 1	落合 出	1965年12月12日生	1996年5月 医師登録 1996年6月 国立高崎病院内科 (現:高崎総合医療センター) 勤務 1998年9月 東京女子医大心臓血管研究所 勤務 2001年4月 国立高崎病院循環器内科 勤務 2003年12月 Mayo Clinic 勤務 2005年4月 医療法人社団あんしん会 四谷メディカルキューブ 循環器内科部長 就任 2004年4月 日本医師会認定 産業医 2015年6月 医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門長補佐 就任 2016年5月 ハイメディック東京ベイ 副院長 就任 2018年6月 医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門国際幹事 就任 2019年3月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任) 2020年6月 医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営部門部門長補佐 就任(現任)	(注) 5	16,000
計					371,600

- (注) 1 . 取締役西村訓仁、上野正博、落合出は、社外取締役であります。また、西村訓仁、上野正博、落合出は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
- 2 . 2019年3月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
- 3 . 2021年3月25日開催の定時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 . 2021年8月25日開催の臨時株主総会終結の時から、2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 . 2021年3月25日開催の定時株主総会終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6. 2021年8月25日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 代表取締役社長山本臣一郎（戸籍上の氏名：安中臣一郎）の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Y's corporationが所有する株式数を含めております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、当社との間には特別な利害関係はありません。

当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性の向上を果たすことを目的とし、社外取締役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

監査等委員である社外取締役の西村訓仁は、長年にわたる金融機関での職歴と経営者として経験に基づく経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映していただくことを期待して選任しております。なお、社外取締役の西村訓仁と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の上野正博は、これまでインターネット業界の企業の代表取締役等を歴任し、インターネット業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき、客観的な立場から当社事業及び経営の監督を頂くため社外取締役に選任しております。なお、社外取締役の上野正博と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の落合出は、医師として人格、見識を十分に備えており、企業の産業医として会社の組織にも精通しており、豊富な知見、経験等に基づく意見を提言することで、取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると期待して選任しております。なお、社外取締役の落合出と当社との間に、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社の監査等委員である社外取締役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載の通りです。また、社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役3名のうち3名を監査等委員として選任しており、監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名で構成され、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名が社外取締役であります。

監査等委員である社外取締役は、取締役会その他重要会議の出席、往査等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。さらに内部監査チームから監査結果の報告を受け、又は必要に応じて内部監査報告書を閲覧の上、説明を求めるとともに、内部監査の立会いを実施しております。

さらに監査等委員会である社外取締役は、会計監査人と定期的に会合し、監査計画、監査上の課題、監査結果などについて双方向での情報交換を行い、緊密な連携の強化に努めます。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査等委員会監査の状況

(a) 内部監査の状況

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、代表取締役直属の内部監査チームを設置し、常務取締役CFOを内部監査チーム長として、管理統括部及び営業本部に所属している他4名の内部監査担当者を設定して実施しております。内部監査チームは年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。なお、自己監査を回避するため、管理統括部に対する内部監査は営業本部所属の内部監査担当者2名が、営業本部に対する内部監査は管理統括部に所属する内部監査担当者2名が其々内部監査を担当しております。

(b) 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名で構成され、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名が社外取締役であります。当事業年度において、当社は監査等委員会を14回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
監査等委員(常勤)	西村 訓仁	14	14
監査等委員(社外)	上野 正博	4	4

監査等委員(社外)	落合 出	14	13
-----------	------	----	----

(注) 2021年8月25日をもって監査等委員を辞任しました金永源氏、朝吹英太氏は、当事業年度開始の日から当該辞任までの間、10回開催した監査役会のうち10回に出席しております。

監査等委員会の活動として、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等から必要な報告や調査を求めるほか、内部監査チームと連携しながら監査を実施しております。また、会計監査人から職務の執行状況について報告及び説明を受けるほか、期末においては監査意見形成にかかる事項の意見交換を十分に行い、総合的に監査報告書における監査結果を取りまとめることとしております。

(c) 内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人の連携

内部監査担当者及び監査等委員は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行います。また、内部監査担当者、監査等委員は、定期的に会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人と意見交換等を実施し、三者間で情報共有を行うことにより、連携を図っており、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図っております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(b) 継続監査期間

6年間

(c) 業務を執行した公認会計士

公認会計士 鈴木直幸

(d) 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士試験合格者3名、その他12名であります。

監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針は、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性の有無、当社が展開する事業分野への理解度、当社の監査実施の有効性及び効率性の観点等を総合的に勘案し、検討して選定を行います。

選定理由について、当監査法人は、会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制、更に当社の親会社を含め一元的に監査する体制を有していると判断しております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証することとしております。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、独立性や監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項等について、会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行います。

監査等委員会は、PwCあらた有限責任監査法人の品質管理、独立性、専門性、監査報酬の妥当性等を総合的に審議し、評価を行っております。

監査報酬の内容

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	25,000	-

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a)を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	1,100	-	1,300

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務申告書等の作成業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等と同一のネットワークに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、税務申告書等の作成業務であります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や業務の特性、監査公認会計士等の監査計画、監査内容等の諸要素を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議のうえ、監査等委員会の合意を得て監査報酬を決定しております。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等は、固定報酬、賞与、ストックオプション、退職慰労金で構成されております。当社は、2021年2月24日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、監査等委員会において内規に従い協議及び審議にて決定しております。

イ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ．個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いとその貢献度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。退職慰労引当金繰入額は、「役員退職慰労金内規」に基づく当期繰入額とし、役位や在任年数等に基づき、一定の算式をもとに、退任時に株主総会決議を経て支払うこととしております。

ハ．報酬等の種類ごとの取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの比率は定めない方針とするが、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をベンチマークとします。

ニ．取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ホ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会および取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

ヘ．業績連動報酬に係る業績指標

当事業年度における賞与については、取締役会で決定した営業利益の目標値に対する達成度合いとその貢献度合いにより決定しておりますが、当事業年度における目標値は400百万円、実績値は503百万円でした。

ト．役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社は、2019年3月27日の定時株主総会にて、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、年額120,000千円（うち社外取締役は30,000千円）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額25,000千円と決定しております。

また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して割り当てるストックオプションに関する報酬等の額として年額30,000千円を上限とする旨を2020年3月25日開催の定時株主総会で決定しております。

当事業年度の各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各監査等委員である取締役の報酬は、取締役（監査等委員を除く）については2020年3月25日開催の取締役会の決議により一任された代表取締役山本臣一郎が決定し、監査等委員である取締役については2020年4月15日開催の監査等委員会の協議にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	63,640	56,850	-	6,790	-	2
取締役 (監査等委員)(社外取締役を除く)	800	800	-	-	-	1
社外役員	16,850	16,850	-	-	-	4

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の対象となる役員の員数には、在任している無報酬の取締役3名が除かれております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けるために保有するものを純投資目的の投資株式とし、それ以外の投資株式については純投資目的以外の目的である投資株式と区分する方針であります。

なお、当社が所有する株式は、純投資目的以外の目的である投資株式のみであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

今後も当社が持続的な成長を続けていくためには、様々な企業との協力関係が必要不可欠であることから、関係強化を目的として中長期視点から当社の企業価値向上に資すると認められる株式については、政策保有株式として保有いたします。

また、定期的に保有の妥当性について検討します。保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、その処分・縮減を必要に応じて検討いたします。

(保有の合理性を検証する方法)

個別銘柄毎に、配当利回りや当社との事業上の取引関係等を総合的に勘案し、検証しております。

(個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容)

上記検証方法により検証した結果、当事業年度末において保有する銘柄について、保有の合理性があると判断しております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	55,213

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	-	保有していた非上場株式 が新規上場したため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	1	-
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 非上場株式の減少は、タンゴヤ株の新規上場に伴うものであります。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
タンゴヤ株	28,300	-	取引先との関係強化 以前より保有していた銘柄が2021年8 月に新規上場したことに伴い、当事業年 度より特定投資株式に該当しておりま す。	無
	55,213	-		

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるような体制整備に努めており、また監査法人等の主催する各種セミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,263,417	1,570,757
受取手形	3,958	1,150
売掛金	1,483,526	1,466,115
前渡金	-	666
前払費用	30,923	25,794
その他	90	2,564
貸倒引当金	652	643
流動資産合計	2,781,263	3,066,405
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,619	19,082
工具、器具及び備品	10,132	25,911
リース資産	3,314	3,314
減価償却累計額	24,990	29,620
有形固定資産合計	11,075	18,687
無形固定資産		
ソフトウェア	-	7,159
無形固定資産合計	-	7,159
投資その他の資産		
投資有価証券	84,900	55,213
ゴルフ会員権	20,540	20,540
差入保証金	54,003	54,103
繰延税金資産	34,650	43,889
破産更生債権等	1,685	1,685
その他	40,474	52,108
貸倒引当金	8,021	7,779
投資その他の資産合計	228,233	219,761
固定資産合計	239,309	245,609
資産合計	3,020,572	3,312,015
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,337,223	1,316,798
リース債務	652	655
未払金	79,377	90,015
未払費用	16,916	23,938
未払法人税等	36,879	94,736
未払消費税等	13,090	57,223
前受金	207,962	136,500
預り金	37,785	45,624
その他	200	799
流動負債合計	1,730,087	1,766,290
固定負債		
リース債務	2,397	1,752
退職給付引当金	30,805	37,328
役員退職慰労引当金	14,935	26,969
資産除去債務	15,977	12,542
固定負債合計	64,115	78,592
負債合計	1,794,203	1,844,883

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	302,650	308,725
資本剰余金		
資本準備金	102,750	108,825
資本剰余金合計	102,750	108,825
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	817,423	1,062,013
利益剰余金合計	817,423	1,062,013
自己株式	76	429
株主資本合計	1,222,746	1,479,133
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	20,595
評価・換算差額等	-	20,595
新株予約権	3,622	8,593
純資産合計	1,226,369	1,467,132
負債純資産合計	3,020,572	3,312,015

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	9,305,952	10,672,305
売上原価	8,074,987	9,094,438
売上総利益	1,230,964	1,577,866
販売費及び一般管理費	940,166	1,074,156
営業利益	290,797	503,710
営業外収益		
受取利息	10	12
受取配当金	396	537
貸倒引当金戻入額	-	250
前受金取崩益	1,386	1,991
助成金収入	-	1,324
為替差益	-	1,612
保険返戻金	980	1,641
雑収入	770	15
営業外収益合計	3,544	7,385
営業外費用		
支払利息	174	53
支払手数料	-	73,365
為替差損	632	-
保険解約損	1,709	725
雑損失	-	840
営業外費用合計	2,516	74,984
経常利益	291,825	436,111
税引前当期純利益	291,825	436,111
法人税、住民税及び事業税	75,323	125,248
法人税等調整額	4,240	148
法人税等合計	79,564	125,100
当期純利益	212,261	311,011

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費		8,074,987	100.0	9,094,438	100.0
当期総仕入高		8,074,987	100.0	9,094,438	100.0
当期売上原価		8,074,987		9,094,438	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	295,975	96,075	96,075	647,071	647,071	-	1,039,121
当期変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）	6,675	6,675	6,675				13,350
剰余金の配当				41,909	41,909		41,909
当期純利益				212,261	212,261		212,261
自己株式の取得						76	76
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	6,675	6,675	6,675	170,352	170,352	76	183,625
当期末残高	302,650	102,750	102,750	817,423	817,423	76	1,222,746

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	-	1,039,121
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				13,350
剰余金の配当				41,909
当期純利益				212,261
自己株式の取得				76
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3,622	3,622
当期変動額合計	-	-	3,622	187,247
当期末残高	-	-	3,622	1,226,369

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	302,650	102,750	102,750	817,423	817,423	76	1,222,746
当期変動額							
新株の発行 （新株予約権の行使）	6,075	6,075	6,075				12,150
剰余金の配当				66,421	66,421		66,421
当期純利益				311,011	311,011		311,011
自己株式の取得						352	352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	6,075	6,075	6,075	244,589	244,589	352	256,386
当期末残高	308,725	108,825	108,825	1,062,013	1,062,013	429	1,479,133

（単位：千円）

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	3,622	1,226,369
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）				12,150
剰余金の配当				66,421
当期純利益				311,011
自己株式の取得				352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,595	20,595	4,971	15,623
当期変動額合計	20,595	20,595	4,971	240,763
当期末残高	20,595	20,595	8,593	1,467,132

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	291,825	436,111
減価償却費	6,373	6,201
株式報酬費用	3,622	4,971
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	250
受取利息	10	12
支払利息	174	154
支払手数料	-	73,365
退職給付引当金の増減額(は減少)	6,207	6,522
リース資産除却益	29	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3,343	12,033
売上債権の増減額(は増加)	262,591	20,461
仕入債務の増減額(は減少)	267,715	20,425
未払消費税等の増減額(は減少)	13,090	44,132
未収消費税等の増減額(は増加)	82,741	-
前受金の増減額(は減少)	44,031	71,462
その他の資産の増減額(は増加)	8,815	6,312
その他の負債の増減額(は減少)	14,900	24,109
小計	455,906	529,601
利息の受取額	10	12
利息の支払額	39	53
法人税等の支払額	104,730	70,607
支払手数料の支払額	-	73,365
営業活動によるキャッシュ・フロー	351,147	385,588
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,124	10,940
無形固定資産の取得による支出	-	432
差入保証金の差入による支出	5,062	100
差入保証金の回収による収入	130,198	-
保険積立金の積立による支出	5,692	11,875
ゴルフ会員権の取得による支出	14,540	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	98,778	23,347
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	879	642
配当金の支払額	41,762	66,055
株式の発行による収入	13,350	12,150
自己株式の取得による支出	76	352
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,368	54,901
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	420,556	307,339
現金及び現金同等物の期首残高	842,860	1,263,417
現金及び現金同等物の期末残高	1,263,417	1,570,757

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 13年

工具、器具及び備品 2年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用目的のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. キャッシュフロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委

員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響については、主に以下の理由から、重要な影響を及ぼすと考えております。

売上高が重要であること。(当事業年度の売上高10,672,305千円)

当事業年度の売上高の大部分を占める運用型広告の売上高は、新収益認識基準等においては、当社が代理人として判断され、広告主から受け取る広告掲載料から、媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額を収益として認識することになること。(当事業年度は、広告主から受け取る対価を売上高として認識している。)

仮に当会計基準等を当事業年度に適用したと仮定した場合には、売上高および売上原価が9,094,438千円減少する見込みです。なお、この影響以外には重要な影響は見込まれておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされており

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。
当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越限度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	500,000

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42%、当事業年度45%であります。

販管費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	463,986	513,751
退職給付費用	13,661	12,845
役員退職慰労引当金繰入額	3,223	12,033
減価償却費	6,373	6,201

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,844,400	35,600	-	1,880,000
合計	1,844,400	35,600	-	1,880,000
自己株式				
普通株式(注)2	-	29	-	29
合計	-	29	-	29

(注)1. 新株予約権の行使により、35,600株増加しております。

2. 単元未満株式の買取りにより、自己株式29株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,622
合計	-	-	-	-	-	3,622

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	18,444	利益剰余金	10.00	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年8月12日 取締役会	普通株式	23,465	利益剰余金	12.50	2020年6月30日	2020年9月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	28,199	利益剰余金	15.00	2020年12月31日	2021年3月26日

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	1,880,000	1,944,800	-	3,824,800
合計	1,880,000	1,944,800	-	3,824,800
自己株式				
普通株式（注）3、4	29	190	-	219
合計	29	190	-	219

- （注）1. 新株予約権の行使により、32,400株増加しております。
2. 2021年10月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、発行済み株式総数は1,912,400株増加しております
3. 単元未満株式の買取りにより、自己株式が161株増加しております。
4. 2021年10月1日付の株式分割（1株を2株に分割）により、自己株式29株増加しております。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8,593
合計	-	-	-	-	-	8,593

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	28,199	利益剰余金	15.00	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年8月11日 取締役会	普通株式	38,222	利益剰余金	20.00	2021年6月30日	2021年9月6日

（注）2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当金」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
2022年3月24日 定時株主総会	普通株式	45,894	利益剰余金	12.00	2021年12月31日	2022年3月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,263,417千円	1,570,757千円
現金及び現金同等物	1,263,417	1,570,757

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として複写機(リース資産)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

ゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に発行体の財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注)2.を参照ください）。

前事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,263,417	1,263,417	-
(2) 受取手形	3,958	3,958	-
(3) 売掛金	1,483,526		
貸倒引当金(*1)	652		
	1,482,874	1,482,874	-
(4) ゴルフ会員権	9,200	8,400	800
(5) 差入保証金	54,003	54,003	-
(6) 貸倒懸念債権	6,587		
(7) 破産更生債権等	1,685		
貸倒引当金(*2)	8,021		
	251	251	-
資産計	2,813,706	2,812,906	800
(1) 買掛金	1,337,223	1,337,223	-
(2) 未払金	79,377	79,377	-
(3) 未払費用	16,916	16,916	-
(4) 未払法人税等	36,879	36,879	-
(5) 未払消費税等	13,090	13,090	-
(6) 預り金	37,785	37,785	-
(7) リース債務(*3)	3,050	3,020	30
負債計	1,524,322	1,524,291	30

(*1)売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)貸倒懸念債権および破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)ゴルフ会員権

時価については、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格等によって算定しております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

(6)貸倒懸念債権

貸倒懸念債権については、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(7)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5)未払消費税等並びに(6)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

当事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,570,757	1,570,757	-
(2) 受取手形	1,150		-
(3) 売掛金	1,466,115		
貸倒引当金(*1)	643		
	1,466,621	1,466,621	-
(4) 投資有価証券	55,213	55,213	-
(5) ゴルフ会員権	9,200	8,820	380
(6) 差入保証金	54,103	54,103	-
(7) 貸倒懸念債権	6,345		
(8) 破産更生債権等	1,685		
貸倒引当金(*2)	7,779		
	252	252	-
資産計	3,156,148	3,156,148	
(1) 買掛金	1,316,798	1,316,798	-
(2) 未払金	90,015	90,015	-
(3) 未払費用	23,938	23,938	-
(4) 未払法人税等	94,736	94,736	-
(5) 未払消費税等	57,223	57,223	-
(6) 預り金	45,624	45,624	-
(7) リース債務(*3)	2,407	2,338	68
負債計	1,630,743	1,630,675	68

(*1)売掛金及び受取手形に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2)貸倒懸念債権および破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価については、取引所の価格等によって算定しております。

(5) ゴルフ会員権

時価については、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格等によって算定しております。

(6) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

(7) 貸倒懸念債権

貸倒懸念債権については、貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(8) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等並びに(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度（千円）	当事業年度（千円）
非上場株式	84,900	-
ゴルフ会員権	11,340	11,340

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,263,417	-	-	-
受取手形	3,958	-	-	-
売掛金	1,483,526	-	-	-
差入保証金	-	54,003	-	-
合計	2,750,902	54,003	-	-

破産更生債権等1,685千円および貸倒懸念債権6,587千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,570,757	-	-	-
受取手形	1,150	-	-	-
売掛金	1,466,115	-	-	-
差入保証金	-	54,103	-	-
合計	3,038,023	54,103	-	-

破産更生債権等1,685千円および貸倒懸念債権6,345千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

4. リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	652	645	667	681	403	-
合計	652	645	667	681	403	-

当事業年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	655	667	681	403	-	-
合計	655	667	681	403	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当事業年度(2021年12月31日)

区分		貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	55,213	84,900	29,686
	小計	55,213	84,900	29,686
合計		55,213	84,900	29,686

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損を行った有価証券

当事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	27,115千円	30,805千円
退職給付費用	13,661	12,845
退職給付の支払額	9,971	6,323
退職給付引当金の期末残高	30,805	37,328

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	30,805千円	37,328千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,805	37,328
退職給付引当金	30,805	37,328
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,805	37,328

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度13,661千円 当事業年度12,845千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
販売費及び一般管理費	3,622	4,971

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 3名 当社従業員 17名	当社役員 3名 当社従業員 20名	当社役員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 268,000株	普通株式 56,600株	普通株式 3,400株
付与日	2017年12月27日	2020年4月9日	2021年3月17日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません
権利行使期間	自 2019年12月14日 至 2027年12月13日	自 2022年3月26日 至 2024年3月25日	自 2023年3月18日 至 2025年3月17日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回 新株予約権割当契約書」、「第2回 新株予約権割当契約書」及び「第3回 新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 2018年6月4日付で普通株式1株につき200株、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株、2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	51,600	-
付与	-	-	3,400
失効	-	4,400	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	47,200	3,400
権利確定後 (株)			
前事業年度末	136,800	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	64,800	-	-
失効	-	-	-
未行使残	72,000	-	-

(注) 2018年6月4日付で普通株式1株につき200株、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	188	707	1,253
行使時平均株価 (円)	1,252	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	599.5	1,253

(注) 2018年6月4日付で普通株式1株につき200株、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権は、ストック・オプション付与時において未上場企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、修正純資産価額方式及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）との折衷法によっております。

当事業年度において付与された第3回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第3回新株予約権
株価変動性（注）1	67.74%
予想残存期間（注）2	4.00年
予想配当（注）3	27.5円 / 株
無リスク利率（注）4	0.12%

（注）1. 株価情報収集期間が短いため同業他社2社の株価変動率の単純平均に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の末日までを予想残存期間としております。

3. 2020年12月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（1）当事業年度末における本源的価値の合計額

444,173千円

（2）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

69,001千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,656千円	2,579千円
未収金	7,165	-
前払費用	399	411
未払事業税	3,398	5,849
未払費用	1,883	2,604
資産除去債務	4,893	3,841
退職給付引当金	9,434	11,431
役員退職慰労引当金	4,573	8,259
その他有価証券評価差額金	-	9,091
その他	331	-
繰延税金資産 小計	34,734	44,068
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	34,734	44,068
繰延税金負債		
資産除去債務に係る除去費用	84	-
その他	-	178
繰延税金負債 合計	84	178
繰延税金資産の純額	34,650	43,889

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.0	0.0
評価性引当額の増減	0.0	0.0
所得拡大促進税制による税額控除	4.7	3.0
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3	28.6

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として14年と見積り、取得時の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	15,843千円	15,977千円
時の経過による調整額	134	101
見積変更による増減額	-	3,536
期末残高	15,977	12,542

二 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積変更による減少額3,536千円を変更前の資産除去債務残高より減算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は3,536千円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
THEC00株式会社	1,973,510

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
THECOO株式会社	2,399,777

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ソフトバンク株式会社	東京都港区	204,309,000	移动通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有) 直接 41.38	役員の兼任 出向者の派遣 業務委託等	業務委託取引	100,607	売掛金	66,960

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ヤフー株式会社	東京都千代田区	300,000	イーコマース事業、会員サービス事業、インターネット上の広告事業	-	仕入先業務委託等	広告媒体取引	976,209	買掛金	138,666
							業務委託取引	191,685	売掛金	93,066
同一の親会社を持つ会社	株式会社出前館	東京都渋谷区	100,000	インターネットサイト「出前館」の運営、及びそれに関わる事業	-	広告代理店取引	広告代理店取引	416,375	売掛金	108,253

(3) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人等に限る。）等

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	安中 臣一郎	東京都千代田区	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.59	新株予約権行使	新株予約権行使	11,250	-	-

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	安中 臣一郎	東京都千代田区	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 2.81	新株予約権行使	新株予約権行使	11,250	-	-

- (注) 1. 上記(1)～(3)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務委託取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (2) 広告媒体取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
 - (3) 広告代理店取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンク株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり純資産額	325.20円	381.36円
1 株当たり当期純利益	56.95円	81.82円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	54.77円	79.30円

(注) 1 . 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 . 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	212,261	311,011
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	212,261	311,011
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,726,940	3,801,006
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	148,593	120,759
(うち新株予約権 (株))	(148,593)	(120,759)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	22,619	-	3,536	19,082	17,039	2,889	2,043
工具、器具及び備品	10,132	15,778	-	25,911	11,641	6,856	14,269
リース資産	3,314	-	-	3,314	939	662	2,375
有形固定資産計	36,065	15,778	3,536	48,308	29,620	4,629	18,687
ソフトウェア	-	8,732	-	8,732	1,572	1,572	7,159
無形固定資産計	-	8,732	-	8,732	1,572	1,572	7,159

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	652	655	6.24	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,397	1,752	1.90	2023年～2025年
合計	3,049	2,407	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	667	681	403	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)1	8,673	-	-	250	8,422
役員退職慰労引当金	14,935	12,033	-	-	26,969

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、営業債権の回収に伴う減少であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	437
預金	
普通預金	1,568,466
別段預金	1,853
小計	1,570,319
合計	1,570,757

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社村内ファニチャーアクセス	1,150
合計	1,150

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2022年2月	1,150
合計	1,150

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
THECOO株式会社	273,696
イオンクレジットサービス株式会社	116,179
株式会社出前館	108,253
タンゴヤ株式会社	96,452
ヤフー株式会社	93,066
その他	778,467
合計	1,466,115

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,483,526	9,844,487	9,861,898	1,466,115	87.1	55

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
グーグル合同会社	1,023,947
ヤフー株式会社	138,666
Facebook Japan株式会社	52,473
Twitter Japan株式会社	32,339
LINE株式会社	25,901
その他	43,471
合計	1,316,798

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,599,658	5,289,819	7,988,122	10,672,305
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	124,611	165,428	290,407	436,111
四半期(当期)純利益 (千円)	85,321	113,434	199,509	311,011
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	22.68	30.02	52.60	81.82

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	22.68	7.40	22.52	29.15

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞社に掲載して行う。 公告掲載URL https://emnet.co.jp/notice/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、当社の株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第8期)(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2021年3月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第9期第1四半期)(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月12日関東財務局長に提出

(第9期第2四半期)(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月12日関東財務局長に提出

(第9期第3四半期)(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月11日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2021年3月26日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月24日

株式会社イーエムネットジャパン
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

運用型広告の売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社イーエムネットジャパン（以下「会社」）は、運用型広告、クリエイティブ制作、インハウス支援サービスからなるインターネット広告事業を行っている。このうち運用型広告の売上高は会社の売上高10,672,305千円の大部分を占めている。</p> <p>会社は運用型広告について、実現主義の原則に基づいて、広告主に役務提供を行った時点で売上高を計上する会計方針を採用している。運用型広告市場が大きく伸長する状況において、売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する主要な業績指標の一つであり、会社は運用型広告を主軸においたサービスを提供している点も踏まえ、運用型広告の売上高の実在性についてより慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は運用型広告の売上高の実在性が重要な監査領域であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の運用型広告の売上高の実在性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 運用型広告の収益認識に係る業務プロセスについて、管理部門の責任者が売上明細と媒体運営会社からの請求データを照合し承認する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。</p> <p>(2) 実証手続 ・サンプルで抽出した売上取引について、広告主からの注文書等があることを確認した。 ・サンプルで抽出した売上取引について、媒体運営会社からの請求書上の広告料金に広告主との契約書等に記載されている手数料率を乗じ、売上明細上の売上高と一致することを確認した。 ・サンプルで抽出した売上債権残高について、広告主への残高確認手続を実施した。</p>

新収益認識基準等に係る未適用の会計基準等の注記	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社イーエムネットジャパン（以下「会社」）は、財務諸表注記「（未適用の会計基準等）」に記載のとおり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（以下、併せて「新収益認識基準等」という。）を2022年12月31日に終了する事業年度の期首から適用する予定であり、また、新収益認識基準等の適用を当事業年度に適用したと仮定した場合の売上高が9,094,438千円減少する見込みである旨を開示している。</p> <p>新収益認識基準等は、収益を約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように認識することを原則としている。また、未適用の会計基準等がある場合、それらの適用による影響に関する記述を含めることが要求されている。</p> <p>新収益認識基準等の適用による影響は、主に以下の理由から、財務諸表に重要な影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高が重要であること（当事業年度の売上高10,672,305千円） ・当事業年度の売上高の大部分を占める運用型広告の売上高は、新収益認識基準等においては、会社が代理人として判断され、広告主から受け取る対価から媒体運営会社に支払う額を控除した純額を収益として認識することになること（当事業年度は、広告主から受け取る対価を売上高として認識している）。 <p>以上より、当監査法人は、会社の新収益認識基準等に係る未適用の会計基準等の影響額の注記についての検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の新収益認識基準等に係る未適用の会計基準等の影響額の注記に関して、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 ・新収益認識基準等を適用した会計方針と従来の会計方針の差異を網羅的に把握するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・新収益認識基準等を当事業年度に適用したと仮定した場合の影響額の集計に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。</p> <p>(2) 実証手続 ・運用型広告における契約内容を閲覧するとともに、営業部門及び管理部門の責任者に対して運用型広告の売上計上プロセスについて質問し、運用型広告が広告主に提供される前に会社がサービスを支配しているかどうかについて、適切に判定されているかを検討した。 ・運用型広告を含む新収益認識基準等の適用によって生じる財務諸表への影響額が網羅的かつ正確に集計され、財務諸表注記に反映されているかどうかを検討した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イーエムネットジャパンの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イーエムネットジャパンが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。